

市営住宅の修繕などについてよくある質問！



Q 水道から水漏れしているが、入居者の負担ですか？

A ゴムパッキンの老朽化などによる水漏れは、入居者の負担です。給水管の老朽化などの場合は市の負担です。



Q トイレの排水が詰まって流れなくなりました。入居者の負担ですか？

A 基本的に排水の詰まりは入居者の負担です。台所・洗面所・浴室についても同様です。



Q カギを紛失しました、どうしたらいいですか？

A 住宅担当課に合鍵があるのでご連絡下さい。（合鍵作製代は、入居者負担となります。）



Q 窓ガラスが割れてしまいました、入居者それとも市の負担？

A 人為的な事故で割れた場合は、入居者の負担です。（自然災害等で割れた場合は、市が負担する場合があります。）



Q 住宅を退去する時は、畳の表替えなどは必ずしないといけないのですか？

A 畳の表替え、ふすまの張替え、風呂釜・浴槽の撤去、掃除などは入居者の負担で必ず行っていただきます。作業終了後に入居者の立会いのもと退去検査を行います。

奄美市役所 住宅担当窓口

名瀬総合支所 建築住宅課 Tel 5 2 - 1 1 1 1 (内線5492・5493・5492)

住用総合支所 産業建設課 Tel 6 9 - 2 1 1 1 (内線2411)

笠利総合支所 建設課 Tel 6 3 - 1 1 1 1 (内線3052)